

令和4年度答申第11号  
令和4年6月2日

諮問番号 令和4年度諮問第12号（令和4年5月11日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人X<sub>1</sub>、同X<sub>2</sub>、同X<sub>3</sub>、同X<sub>4</sub>、同X<sub>5</sub>、同X<sub>6</sub>及び同X<sub>7</sub>からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、Aが立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、B労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたところ、審査請求人X<sub>1</sub>、同X<sub>2</sub>、同X<sub>3</sub>、同X<sub>4</sub>、同X<sub>5</sub>、同X<sub>6</sub>及び同X<sub>7</sub>（以下「審査請求人ら」という。）がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

（1）賃確法7条は、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受

け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「厚生労働省令で定める期間」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）7条は、1年とする旨規定し、また、賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃確則8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) C社（以下「本件会社」という。）の労働者であったAは、令和2年3月5日に本件会社を退職し、同年5月28日、本件認定申請をした。  
(認定申請書)
- (2) 処分庁は、令和2年11月25日付けで、本件認定申請につき、「1年以上の期間にわたって、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業を行っていたとは認められないため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。  
(不認定通知書)
- (3) 審査請求人らは、令和2年2月29日から同年3月31日までの間に本件会社を退職した労働者であるところ、令和3年1月25日、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。  
(事業所別被保険者台帳照会（雇用保険）、審査請求書)
- (4) 審査庁は、令和4年5月11日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

#### 4 審査請求人らの主張の要旨

審査請求人らは、令和元年8月1日付けでD社から本件会社に転籍させられているところ、以下のとおり、本件会社の法人格は形骸化しており、あるいは法律の適用を免れるために法人格が濫用されており、法人格否認の法理によって、本件会社の法人格が否認されることとなる。

したがって、本件会社に係る労災保険の適用事業の該当性の判断は、D社を基準に行うべきであり、賃確則7条に定める1年間の要件は満たされる。

(1) 本件会社の法人格が形骸化していることは、以下の事実及びその根拠となる証拠により明白である。

ア 審査請求人らがD社から本件会社に転籍となった後も、実質的に審査請求人らに業務指示していたのはD社の管理部長であるEであり、本件会社の代表者は形だけに過ぎず、業務執行には一切関与していなかったこと。

イ D社の代表者であるFは、顧客に対して一斉にメールを配信するために不可欠なシステムの契約者となるなど、「分社」後のD社の業務執行に関与し、さらには、審査請求人らには一体どの会社の業務であるのかも判然としない動画の作成業務を指示して審査請求人らを従事させるなど、本件会社の業務の範囲を超えて、自身の「駒」のように審査請求人らを使用していたこと。

ウ 本件会社は独立した事業所を持たず、審査請求人らは、F及びEが管理支配するグループ企業の事業所で勤務し続けたこと。

エ 審査請求人らの給与の支払状況についても、「分社」に伴うみなし残業の廃止（不利益取扱い）、給与を支払うかどうかの決定権限は、F及びEにあり、E自らそのことを認めていたこと。他方、本件会社の代表者は、審査請求人らに給与未払が発生していることを認識すらしていなかったこと。

オ 審査請求人らの転籍後、D社から給与が支払われる者もあれば本件会社から支払われる者もあるなど、混乱を来していたこと。

カ 財産管理についても、本件会社も含め、グループ会社の口座状況の全てを把握していたのはEであり、Eが金銭管理という経営上最も重要な業務を支配していたこと。

キ 会計区分についても、F又はEが代表者を務め、あるいはF及びEが

実質的に支配管理するグループ企業の各法人相互の財産関係は、「分社」前後を通じてF及びEにより混同されており、各法人の独立した企業会計・管理会計を示し得ない程に一体化していたこと。

(2) また、F及びEが実質支配する本件会社の独立性を一応前提としたとしても、D社が、給与支払債務を免れるという違法・不当な目的に基づき、本件会社の法人格を濫用して審査請求人らの労働を搾取したことは、以下の事実及びその根拠となる証拠から明白である。

ア D社や関連会社の社会保険料等の滞納により、近い将来に行政による督促・分納支払・差押え等がなされる危機的な状況にあったことを意図的に審査請求人らに伏せたまま、本件会社との「分社」により審査請求人らを本件会社に転籍させたこと。

イ Eは、審査請求人らの転籍後、社会保険料等の滞納分の支払や、本件会社以外の従業員への給与支払を優先し、実際に稼働し収益を上げている審査請求人らへの給与支払は後回しにし、給与不払となってからは開き直ったこと。

ウ 上記ア及びイに係る判断を、本件会社の代表者に一切諮ることもなく、一方的に断行したこと。

(3) 上記(1)及び(2)により、法人格否認の法理が適用される結果、D社は、本件会社とは形式上別個の法主体であることを理由にその責任を免れることはできないというべきである。

(審査請求書、代理人意見書(1)、反論書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

賃確法7条、賃確令2条1項4号、賃確則7条及び賃確則8条の規定により、本件会社が、労働者を使用して事業を1年以上行っていたか否かを判断するため、本件に係る資料から検討したところ、本件会社が設立されたのは平成26年2月5日であるが、労働者を使用して事業活動を行っていた労災保険の適用事業としての事業期間は、令和元年8月1日から令和2年3月31日までであり、賃確法7条及び賃確則7条で規定する1年以上の期間にわたり労働者を使用して事業活動を行っているものとする要件を満たしていないと判断できる。

審査請求人らと処分庁とで認識に相違が見られるのは、賃確法7条及び賃確則7条の事業主の事業活動期間該当性について、本件会社ではなく、D社を基

準に判断するか否かという点である。

審査請求人らは、賃金債権など民事上の争いに関する裁判例を引用し、本件会社は、法人格が否認されることから、期間該当性について本件会社を基準に行っている処分庁の判断は誤りである旨主張するが、未払賃金の立替払制度は、賃金が払われないまま退職した労働者に対し、賃確法に基づいて、未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払をする公的制度であり、立替払を行った場合は、その立替払金に相当する額について事業主等に求償する制度である。

このため、未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払をするために、賃確法に基づく事業主の事業活動期間該当性を判断するケースについて、特定の当事者に対して民事的に賃金を請求する場合と同様に、法人格否認の法理が当然に適用されると認めることは困難であり、賃確法7条及び賃確則7条に基づく事業活動に係る期間該当性の判断についてD社を基準に行うという審査請求人らの主張を採用することはできないと考えられる。

また、D社の債権・債務の全てが包括的に本件会社に引き継がれていないことなどから、本件会社とD社の事業活動期間を通算することはできない。

以上のことから、本件会社は1年以上の期間にわたり労働者を使用して事業活動を行っているとは認めることができない。

よって、原処分は妥当であるものと考えられ、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手續の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求の受付：令和3年1月25日  
審理員指名通知：同年4月12日付け  
反論書の受付：同年6月22日  
審理員意見書提出：令和4年3月2日付け  
本件諮問：同年5月11日

(2) これら一連の手續をみると、本件審査請求の受付から本件諮問までに、約1年4か月を費やしているところ、①本件審査請求の受付から審理員指名通知までに約2か月半、②反論書の受付から審理員意見書提出までに約8か月を要しているが、審理員の指名及び審理手續にこれだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられず、審査庁においては、手續を迅

速に進行させるための方策を考えるべきである。

(3) 上記で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

## 2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

本件不認定処分は、労働者を使用して事業活動を行っていた労災保険の適用事業としての事業期間は、1年に満たないとしてなされたものである。

審査請求人らの主張は、審査請求人らはD社から本件会社に転籍させられているところ、本件会社は法人格がまったくの形骸となっており、あるいは、法律の適用を免れるために法人格が濫用された事案であるから、法人格否認の法理によって、本件会社は法人格が否認されることになるとした上で、賃確法7条の事業主の事業活動期間該当性は本件会社でなくD社を基準に行われることになる、というものである。

本件会社の法人格がまったくの形骸にすぎない場合又は法人格が法律の適用を回避するために濫用された場合、本件会社に対し賃金債権を有する労働者は、背後にあるD社に賃金支払を請求することができ、D社は本件会社が別法人であることをもってその請求を拒むことができないとするのが、法人格否認の法理である。

しかし、本件は、D社に対して賃金支払請求をするという事案ではなく、本件申請は、本件会社を事業主として、「事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態」（賃確令2条1項4号）、すなわち「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ賃金支払能力がない」（賃確則8条）とする状態（以下「事実上の倒産」という。）になったことの認定を求めるものである。そして、認定がなされれば、本件会社の未払賃金につき賃確法7条の未払賃金の立替払を求めて確認申請をすることが予定されているものである。

賃確法7条は、未払賃金の立替払の対象となる事業主について、労災保険の適用事業に該当する事業とし、賃確則7条に定める1年以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る旨規定している。

したがって、賃確令2条1項4号の「事実上の倒産」の認定を受けるには、当該事業主が1年以上の期間にわたって労災保険の適用事業を行っていなければならないが、本件において、「事実上の倒産」の認定の対象となる事業主を本件会社とする以上は、1年以上の期間労災保険の適用事業を行っていることを要する事業主は本件会社であって、法人格否認の法理を適用する場

面ではない。

本件会社は、1年以上の期間労災保険の適用事業を行っていたとは認められず、審査庁の判断は妥当である。

### 3 まとめ

以上によれば、本件不認定処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史